

発達障がいを知ろう

発達障がいってなんだろう？

発達障がいは、生まれつきの「脳の機能が関係する障がい」と言われています。詳しい原因はまだわかっていません。決して、親のしつけ方や本人の努力不足、性格上の問題ではありません。発達障がいには、いくつかの種類があります。また、1つの特徴を持つ人ばかりでなく、重なり合った特徴を持っている人も多くいます。代表的なものを紹介します。



知的な遅れを伴うこともあります



ASD (自閉スペクトラム症)

人とのコミュニケーションがうまくできなかったり、特定の物や場所に強いこだわりを示したりするなどの特徴があります。

例えば…

- ▶場の空気をよむのが苦手
- ▶毎日行っている手順が変更されるとパニックを起こす
- ▶大きな音、人ごみが苦手 など

*2013年から、「アスペルガー症候群」「高機能自閉症」というカテゴリーは、ASDに統合されました。



ADHD (注意欠如多動性障がい)

集中力が長続きせず注意力が散漫（不注意）、落ち着きがなくじっとしてられない（多動性）、衝動に任せて行動を起こしてしまう（衝動性）などの特徴があり、日常生活や学習に支障をきたす状態をいいます。例えば…

- ▶授業中など、席に座ってられない
- ▶忘れ物が多い
- ▶物をなくすことが多い
- ▶人の話を最後まで聞いてられない など



LD (学習障がい)

知的能力に遅れがないにも関わらず、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の分野に障がいがみられることをいいます。例えば…

- ▶文字や行をとばして読んでしまう
- ▶数を数えることはできるが、計算ができない
- ▶文字を書くときに枠からはみだしてしまう など

*2013年から、医学的な診断では「限局性学習症」という言い方をすることもあります。



*この他、トゥレット症候群や吃音（症）なども発達障がいに含まれます。

近年、発達障がいと診断される人は増加傾向にあり、発達障がいに対する関心が高まっています。発達障がいは、周囲にはその特性や困難な状況がわかりにくいため、本人や家族などが誤解や偏見を受けることがあります。わたしたち一人一人が正しい知識を持ち、みんなが安心して暮らせる社会づくりをしていきましょう。

問い合わせ こどもセンター 田中ちとせ ☎ (23) 0083

発達障がいは、すぐに診断することは難しいとされています。それは、年齢や環境などのさまざまな要因により、一人一人の状態や目立つ症状が違うからです。

大切なことは、「その人」に目を向けて、一人一人に合った支援を継続していくことです。

支援ってどんなことがあるの？

支援の方法について、いくつか例を紹介します。

●環境を整える

発達障がいの人は、環境を調整することで、生活しやすくなったり、学習や仕事しやすくなったりすることがあります。

例えば、「相手に注意を向けて最後まで話を聞く」ということが苦手な場合、言葉だけで伝えられるよりも、写真

●得意なことをみつける、自己理解を促す

発達障がいの人は、脳の機能により、特定の分野が極端に得意、もしくは極端に苦手ということがあります。どんなことが得意で、どんなことが苦手かを、周りの人や自分自身で理解することにより、生活しやすくなる場合があります。得意なこと・苦手なことを把握し、困っていることに対してどうすれば上手いかわか、具体的に一緒に考えていくことも、支援の一つといえます。



周りや地域の人に理解してほしいこと

●その人その人で、見え方聞こえ方、感じ方が違います。例えば、音に敏感な人は、聞きたい音の選択ができず、雑音も全て聞こえてきて必要な音が入ってこないため、話が聞けないことがあります。話しかけるときは短くわかりやすい言葉を使いましょう。

●環境の変化に弱いので、不安になったり疲れやすかったりすることがあります。

例えば、進級の時期や運動会など特別な行事の時期は気持ち不安定になりがちです。事前にスケジュールや見通しを伝えると安心します。

●パニックや混乱している時は、周りを困らせようとしていない訳ではありません。パニックや混乱は、どうしたらよいかわからず困っている時に起こります。落ち着くまで、温かく見守っててください。



相談窓口はどんなところがあるの？

▶牧之原市こどもセンター

臨床心理士、保健師などの専門職を配置し、発達障がいに関する相談にも応じています。お気軽にご相談ください。対象は、0歳～18歳未満の子どもとそのご家族です。

牧之原市静波991番地1 さざんか2階
☎ 230083
(受付時間：平日午前8時15分～午後5時)

▶静岡県中西部発達障害者支援センター CōCō

発達障がいやその疑いがある人やそのご家族が豊かな地域生活を送ることができるよう、相談に応じ、支援を行う機関です。年齢を問わずどなたでも相談いただけます。

島田市大川町10番地の1 エフビル3階
☎ 0547-3600
(受付時間：平日午前9時～午後5時)